

改正

平成13年12月27日条例第36号

平成23年3月28日条例第4号

市川市社会教育委員設置条例

市川市社会教育委員設置条例（昭和24年条例第45号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 本市に社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（委員）

第2条 委員の定数は、15人とし、その委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1）学校教育の関係者
- （2）社会教育の関係者
- （3）家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （4）学識経験のある者

2 委員は、非常勤とする。

一部改正〔平成13年条例36号〕

（任期等）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員のうちから委員長及び副委員長を互選する。

2 委員長は、委員を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員の会議）

第5条 委員の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（事務）

第6条 委員に係る事務は、教育委員会事務局生涯学習部において処理する。

（報酬及び費用弁償）

第7条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

一部改正〔平成23年条例4号〕

（委任）

第8条 前各条に定めるもののほか、委員の職務に関する事項、会議の運営その他必要な事項は、

教育委員会の同意を得て会議において定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月27日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月28日条例第4号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。